

※この法令は廃止されています。

平成二十四年法律第六号

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律

(趣旨)

この法律は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、東日本大震災の被災者に対する援助のための総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の特例を定めるものとする。（定義）

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
この法律において「被災者」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成二十三年三月十一日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。

（支援センターの業務の特例）

第三条 支援センターは、総合法律支援法第三十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「東日本大震災法律援助事業」という。）を行う。

一 被災者をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務

イ 民事裁判等手続（総合法律支援法第四条に規定する民事裁判等手続をいう。イにおいて同じ。）、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。イにおいて同じ。）又は行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立ての手続であつて、被災者を当事者とする東日本大震災に起因する紛争に係るもの（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉であつて、裁判外紛争解決手続によらないものを含む。以下「被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行」という。）の代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことと約した者のため、適当な東日本大震災法律援助事業者（支援センターとの間で、支援センターの東日本大震災法律援助事業に関して他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び総合法律支援法第一条に規定する隣接法律専門職者をいう。）において同じ。）にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行に必要な書類（当該業とすることができる者が他人の依頼を受け報酬を得てその作成を行うことを業とすることが法律により制限されている書類を除く。）の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

ニ ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災法律援助契約弁護士等（支援センターとの間で、弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことと約することができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことと約することができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。

二 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、総合法律支援法第三十四条第一項の業務方法書には、同条第二項に掲げる事項のほか、東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方針に関する事項、前項第一号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。この場合において、当該報酬は、東日本大震災法律援助事業が被災者を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならず、かつ、当該償還及び当該支払は、被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行がされている間、猶予するものとしなければならない。

（長期借入金）

第四条 支援センターは、総合法律支援法第四十七条第五項の規定にかかわらず、東日本大震災法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

3 2 支援センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、法務大臣の認可を受けなければならない。

（総合法律支援法の適用）

第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二条	この法律
第十九条第二項第一号	この法律
第二十三条第五項	この法律又は準用通則法（第四十一条の法律、震災特例法又は準用通則法（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第四十八条八条））
第二十三条の二第一項	この法律、震災特例法

第二十九条第八項第一号	同じ。）	同じ。）及び東日本大震災法律援助契約弁護士等（震災特例法第三条第一項第一号口に規定する東日本大震災法律援助契約弁護士等をいう。以下同じ。）
第三十条第二項	前項の業務	前項の業務及び東日本大震災法律援助事業（震災特例法第三条第一項に規定する東日本大震災法律援助事業をいう。以下同じ。）
第三十一条	契約弁護士等に	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等に
第三十二条第一項	業務は	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第三十五条第一項
第三十三条第一項	各業務	前項の業務及び東日本大震災法律援助事業（震災特例法第三条第一項に規定する東日本大震災法律援助事業をいう。以下同じ。）
第三十二条第二項	前項	前項の業務又は東日本大震災法律援助事業
第三十三条第五項	前条	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十二条第一項	各業務	業務並びに東日本大震災法律援助事業は
第三十二条第二項	前項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前条
第三十三条第一項	前項	各業務並びに東日本大震災法律援助事業
第三十四条第二項第七号	この法律	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前項
第三十五条第一項	業務	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前条
第三十五条第二項	契約弁護士等	業務及び東日本大震災法律援助事業
第四十二条の一第一項	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十二条の二第一項	前項	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十六条第一項	以外の業務	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十六条第三項及び第四項	第一項	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十六条第五項	前各項	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十八条の表第三条第三項の項	個別法	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十八条の表第三十九条の二第一項の項	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第一項、第二項及び同条の規定により読み替えて適用する前二項
第四十八条の表第五十条の二第一項の項	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）及び個別法	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第一項、第二項及び同条の規定により読み替えて適用する前二項
第四十八条の表第六十四条第一項の項	総合法律支援法（同法第四十八条及び総合法律支援法（同法第四十八条）	業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号。以下「震災特例法」という。）
第四十八条の表第五十条の四第六項の項	総合法律支援法（同法第四十八条）	総合法律支援法（震災特例法第五条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）、震災特例法
第四十九条第一号	を含む。）	（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び震災特例法
第四十九条第三号	又は第四十七条の四第一項	（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び震災特例法
第五十四条第一項第一号	この法律	（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、震災特例法

第五十四条第一項第四号	若しくは第五項	、同条第五項（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五十四条第一項第五号	業務以外	業務及び東日本大震災法律援助事業以外
第五十四条第一項第八号	第四十二条の二第二項	第四十二条の二第二項（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（法務省令への委任）

第六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条 支援センターは、この法律の施行の日前においても、東日本大震災法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（この法律の失効）

第三条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 この法律の失効前に支援センターが東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条（同条の表第十九条第二項第二号の項、第二十三条第五項の項、第四十九条第一号の項、第五十四条第一項第一号の項及び第五十四条第一項第四号の項に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定するものほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

5 前三項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（处分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二七年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第五三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日法律第五四号）抄

（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和六年四月一四日法律第一九号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。